

る地域協議会及び審議会の意見を聴いたうえで、その旨及びその理由を当該まちづくり委員会に通知しなければならない。

(耕作者等のあっせんの申出)

第33条 まちづくり委員会は、当該まちづくり委員会が活動する土地の区域内のふるさと風景地域内における農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項第1号に規定する農地（以下この項において「遊休農地」という。）又は遊休農地となることを見込まれる土地について、その土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（次項及び第3項において「土地所有者等」という。）に対し、その土地の農業上の利用についての仲介の支援をすることができる。

2 まちづくり委員会は、前項の規定により、当該土地所有者等に代わって農業上の利用をする者について当該土地所有者等との仲介の支援が調ったときは、飯田市農業委員会に対し、当該土地に係る農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号に規定する利用権の設定その他の措置を講じることについてのあっせんを申し出ることができる。この場合において、まちづくり委員会は、あらかじめ、農用地の利用関係の調整に資する団体で市長が規則で定めるものと協議するものとする。

3 まちづくり委員会は、当該まちづくり委員会が活動する土地の区域内のふるさと風景地域内における空き家又は遊休宅地若しくは森林その他農用地等を除く土地の土地所有者等に対し、当該空き家又は土地の利用についての仲介の支援をすることができる。

4 まちづくり委員会は、前項の規定による仲介の支援が調ったときは、市長に対し、当該空き家又は土地の利用についてのあっせんを申し出ることができる。

5 市長は、前項の規定によるあっせんの申出があった場合において、当該申出が当該ふるさと風景地域の景観の育成に資するものであって、かつ、法令上その他の事情により実現が可能なものであると認められるときは、そのあっせんに努めるものとする。

第3節 景観育成推進地区等の指定等

(耕作者等のあっせんの申出)

第46条 条例第33条第2項前段又は第4項の規定によるあっせんの申出を行おうとする者は、あっせん申出書（様式第48号）を、同条第2項前段の規定による場合にあつては飯田市農業委員会に、同条第4項の規定による場合にあつては市長に提出しなければならない。

2 条例第33条第2項の規則で定める団体は、「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第1条第2号に掲げる規則の施行の際現に存する同法第2条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この項において「旧法」という。）」第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体であつて旧法第11条の11第1項の承認を受け旧法第4条第3項第1号の事業を行うもの及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構とする。

第3節 景観育成推進地区等の指定等

(景観育成推進地区又は伝統文化的景観地域の指定等)

第34条 市長は、景観計画区域内において、景観の育成を目的とした次に掲げる事項に関する申し合わせ事項を有する土地の区域を、規則で定めるところにより、景観育成推進地区として指定することができる。

- (1) 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途、建築設備又は形態意匠に関する事項
- (2) 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する事項
- (3) 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
- (4) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項
- (5) 農用地等の保全又は利用に関する事項
- (6) その他景観の育成に関する事項

2 前項に規定する土地の区域が法第55条第1項の規定による景観農業振興地域整備計画（以下「景観農業振興地域整備計画」という。）の区域又はふるさと風景地域内であり、かつ、当該申し合わせ事項が当該区域又は地域の伝統文化的景観（地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観をいう。次項において同じ。）の維持及び保全に寄与すると認められるときは、市長は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該土地の区域を伝統文化的景観地域として指定することができる。

3 市長は、前項の規定によるもののほか、次に掲げる土地の区域が景観農業振興地域整備計画の区域又はふるさと風景地域内であり、かつ、第1号の土地の区域に適用される行為の制限又は第2号若しくは第3号の土地の区域における協定の内容が当該土地の区域の伝統文化的景観の維持及び保全に寄与すると認められるときは、規則で定めるところにより、当該土地の区域を伝統文化的景観地域として指定することができる。

- (1) 第4条第5項各号に規定する景観育成特定地区内の土地
- (2) 景観協定の目的となる土地
- (3) 住民協定の目的となる土地

4 市長は、前3項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該土地の区域に係る地域協議会及び審議会の意見を聴くものとする。

5 市長は、第1項から第3項までの規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

(景観育成推進地区又は伝統文化的景観地域の指定)

第47条 条例第34条第1項の規定による景観育成推進地区又は同条第2項若しくは第3項の規定による伝統文化的景観地域の指定は、当該指定を受けようとする地区の代表者又はまちづくり委員会の長の申請に基づき、行うものとする。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、景観育成推進地区等指定申請書（様式第49号）2部に当該地区の申し合わせ事項を記載した書類又は協定の内容の写しを添付し、これらを市長に提出しなければならない。

3 第44条の規定は条例第34条第5項の規定による公表について準用する。この場合において、「条例第31条第3項」とあるのは「条例第34条第5項」と読み替えるものとする。

4 市長は、景観育成推進地区又は伝統文化的景観地域を指定したときは、

6 景観育成推進地区又は第2項の規定による伝統文化的景観地域においては、第1項又は第2項の規定による指定の要件とされた申し合わせ事項に係る行為を行う者は、当該申し合わせ事項を尊重しなければならない。

(伝統文化的景観地域の景観の育成)

第35条 市長は、前条第2項又は第3項の規定による伝統文化的景観地域内において公共事業を行おうとするときは、当該地域の景観の育成に配慮した公共事業を行い、当該地域の景観の育成に努めるものとする。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 軽微な事業であつて、景観に与える影響が軽微と認められる場合
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行われる場合
- (3) 仮設の事業である場合、法令若しくは条例の規定に基づく事業である場合又は予算、工期、技術上その他のやむを得ない事情がある場合

2 前項第3号の規定によるやむを得ない事情がある場合においては、市長は、あらかじめ、当該事業について、当該事業に係る土地の区域について活動するまちづくり委員会と協議するものとする。

3 市長は、前条第3項の規定による伝統文化的景観地域内において、公共的団体等が行う事業について、必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該公共的団体等に対し、当該伝統文化的景観地域の景観の育成に配慮した事業を行うよう協議を求めるものとする。

(指定の解除の手続)

第36条 市長は、ふるさと風景地域、景観育成推進地区又は伝統文化的景観地域の指定について、その指定の理由が消滅し、又は指定の必要がなくなったと認めるときは、あらかじめ、当該土地の区域に係る地域協議会及び審議会の意見を聴いたうえで、規則で定めるところにより、その指定を解除し、これを公表するものとする。

景観育成推進地区等指定書(様式第50号)を、当該指定を受けた地区の代表者又はまちづくり委員会の長に送付するものとする。

(指定の解除の手続)

第48条 第28条第1項の規定は、条例第36条第1項の規定によるふるさと風景地域、景観育成推進地区又は伝統文化的景観地域の指定の解除について準用する。この場合において、同項中「法第27条第1項又は第2項の規定により」とあるのは、「条例第36条第1項の規定による」と、「景観重要建造物の指定を解除した場合は、」とあるのは「ふるさと風景地域、景観育成推進地区又は伝統文化的景観地域の指定を解除した場合は、」と読み替えるものとする。

2 市長は、条例第36条第1項の規定によりふるさと風景地域、景観育成推進地区又は伝統文化的景観地域の指定を解除したときは、景観育成推進地区等指定解除通知書(様式第51号)を、当該ふるさと風景地域、景観育成推進地区又は伝統文化的景観地域に係る地区の代表者又はまちづくり委員会の長に送付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、ふるさと風景地域又は伝統文化的景観地域の土地の区域の全部又はその一部が文化財保護法第134条第1項の規定による重要文化的景観に選定され、又は飯田市文化財保護条例第2条第7号の規定による飯田市文化的景観に指定されたときは、当該土地の区域のふるさと風景地域又は伝統文化的景観地域の指定は解除されたものとする。

3 景観育成推進地区又は伝統文化的景観地域の代表者は、当該地区若しくは地域の指定の要件とされた申し合わせ事項若しくは第34条第3項第2号の景観協定若しくは同項第3号の住民協定が消滅し、又は変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第4節 景観育成団体の認定等

(景観育成団体の認定等)

第37条 市長は、景観計画区域内において、景観の育成を目的とした活動を行う次に掲げる団体を、規則で定めるところにより、景観育成団体として認定することができる。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人（第39条第2項において「特定非営利活動法人」という。）
- (2) 一般社団法人又は一般財団法人
- (3) 景観育成特定地区の団体
- (4) 景観協定を締結している団体
- (5) 住民協定を締結している団体
- (6) 景観育成推進地区の団体
- (7) その他規則で定める団体、企業等

2 市長は、前項の規定により景観育成団体を認定したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

3 第1項の規定により景観育成団体として認定された団体（以下「認定団体」という。）の代表者は、代表者の氏名及び住所、主な事務所の所在地又は活動内容に変更があったときは、その旨を市長に届け出るものとする。

3 条例第36条第3項の規定による届出は、景観育成推進地区等（消滅・変更）届出書（様式第52号）を市長に提出して行うものとする。

第4節 景観育成団体の認定等

(景観育成団体の認定等)

第49条 条例第37条第1項の規定による景観育成団体の認定を受けようとする者は、景観育成団体認定申請書（様式第53号）2部に、当該団体の活動の概要を示す書類を添えて、これらを市長に提出するものとする。

2 市長は、条例第37条第1項の規定により景観育成団体の認定をしたときは、当該団体に、景観育成団体認定書（様式第54号）を交付するものとする。

3 条例第37条第1項第7号の規則で定める団体、企業等は、景観の育成の活動が顕著であると認める団体（代表者が定められているものに限る。）及び企業等とする。

4 前項の団体、企業等の認定に当たっては、市長は、当該団体、企業等の活動の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くものとする。

5 条例第37条第2項の規定による公表は、飯田市公告式条例の例により行うものとし、かつ、その旨及びその理由をインターネットを利用して2週間表示するものとする。

6 条例第37条第3項の規定による届出は、景観育成団体代表者等変更届出書（様式第55号）を市長に提出して行うものとする。

4 認定団体が団体の解散その他の事由により認定の要件を満たさなくなったときは、当該団体の代表者は、市長に対し、規則で定めるところにより、その旨を届け出るものとする。

5 市長は、前項の規定による届出があったとき又は認定団体がその認定の要件に該当しなくなったと認めるときは、当該団体の認定を取り消すものとする。

第6章 景観協議会
(景観協議会)

第38条 市長は、法第15条の規定による景観協議会を次に掲げる目的の必要に応じて組織するものとし、それぞれの景観協議会は、景観計画区域内における一体的かつ良好な景観を育成するため、緊密な連携を図るものとする。

- (1) 景観計画区域全域の景観の育成を協議するための飯田市景観協議会
- (2) 地域固有の特性及び個性に応じた景観の育成を協議するための地域景観協議会
- (3) 景観重要公共施設の整備の目的その他の目的に応じた目的別景観協議会

2 まちづくり委員会は、その活動する地域の景観の育成を推進するために必要な協議を行い、及び多様な関係者の参加を得て、当該地域の一体的な景観の育成を図るため、その必要に応じて、前項第2号又は第3号の規定による景観協議会を組織するよう市長に要請することができる。

3 市長は、前項の規定による要請があった場合において必要があると認めるときは、当該景観協議会を組織し、当該まちづくり委員会を当該景観協議会の構成員に加えるものとする。

第7章 準景観地区の指定の提案等
(準景観地区の指定の提案)

第39条 土地所有者等（法第11条第1項に規定する土地所有者等をいう。第3項第2号において同じ。）は、一人で、又は数人が共同して、市に対し、都市計画区域及び準都市計画区域（都市計画法第4条第2項に規定する準都市計画区域をいう。）外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている0.5ヘクタール（規則で定める土地の区域にあっては0.1ヘクタール）以上の土地の区域について、その景観を育成するため、法第74条の規定による準景観地区（以下「準景観地区」という。）の指定又は変更を提案することができる。この場合においては、

7 条例第37条第4項の規定による届出は、景観育成団体解散等届出書（様式第56号）を市長に提出して行うものとする。

第6章 景観協議会

(景観協議会)

第50条 条例第38条第2項の規定による要請は、景観協議会設置要請書（様式第57号）を市長に提出して行うものとする。

第7章 準景観地区の指定の提案等

(準景観地区の提案に係る一団の土地の区域の規模)

第51条 条例第39条第1項の規則で定める土地の区域は、次に掲げる土地の区域とする。

- (1) 法第81条第1項の規定による景観協定（以下「景観協定」という。）の目的となる土地の区域
- (2) 長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第32条第1項の規定による景観育成住民協定の目的となる土地の区域

当該提案に係る準景観地区の素案を添えて行わなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくり委員会は、前項に規定する区域(まちづくり委員会にあっては、その活動する土地の区域に限る。)について、市に対し、準景観地区の指定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前2項の規定による提案(以下「指定の提案」という。)は、次に掲げるるところに従って規則で定めるところにより行うものとする。

(1) 当該指定の提案に係る準景観地区の素案の内容が、法第3章第2節その他の法令に基づく基準に適合するものであること。

(2) 当該指定の提案に係る準景観地区の素案の対象となる土地(国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。)の区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意(同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権(法第11条第1項の規定による借地権をいう。以下この号において同じ。)の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。)を得ていること。

(指定の提案に対する市の判断等)

第40条 市は、指定の提案が行われたときは、遅滞なく、指定の提案を踏まえて準景観地区(指定の提案に係る準景観地区の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる準景観地区をいう。以下同じ。)の指定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該準景観地区の指定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該準景観地区の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くものとする。

(指定の提案を踏まえた準景観地区の案の審議会への付議)

第41条 市は、指定の提案を踏まえて準景観地区の指定又は変更をしようとする場合においては、市民及び当該指定の提案に係る準景観地区の素案に係る者を有する者の意見を求めるために必要な措置を講じるほか、当該指定の提案に係る準景観地区の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、当該指定の提案に係る準景観地区の素案(指定の提案に係る準景観地区の素案の内容の全部を実現することとなるものを除

(準景観地区の指定の提案)

第52条 条例第39条第3項の規定による指定の提案を行おうとする者は、準景観地区指定等提案書(様式第58号)2部に、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

(1) 当該提案に係る地区の景観の育成の目標を示す図書

(2) 当該提案に係る土地の区域を示す図面

(3) 準景観地区の指定又は変更をしようとする趣旨を示す図書

(4) 当該提案に係る土地の区域内において規制する行為の種類及びその内容を示す図書

(5) 条例第39条第3項第2号の同意を得たことを証する書類

(地域協議会の意見)

第53条 第5条第2項及び第3項の規定は、条例第40条の規定による地域協議会の意見を聴く場合について準用する。この場合において、第2項中「条例第5条第3項」とあるのは「条例第40条」と、「定めようとする景観計画の案(以下「景観計画の案」という。)」とあるのは「当該提案に係る準景観地区の案(以下「準景観地区の案」という。)」と、「当該景観計画の案によって」とあるのは「当該準景観地区の案によって」と、「景観計画の案」とあるのは「準景観地区の案」と、第3項中「景観計画の案」とあるのは「準景観地区の案」と読み替えるものとする。

く。)を審議会に提出して、当該準景観地区の案を審議会に付議しなければならない。

(指定の提案を踏まえた準景観地区の指定又は変更をしない場合にとるべき措置)

第42条 市は、指定の提案を踏まえて準景観地区の指定又は変更をすることがないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該指定の提案をした者及び当該指定の提案に係る準景観地区の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会に通知しなければならない。

2 市は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、当該指定の提案に係る準景観地区の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、審議会に当該指定の提案に係る準景観地区の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

第8章 雑則

(書類の閲覧)

第43条 市長は、法第16条第1項若しくは第2項の届出又は同条第5項若しくは第10条第1項の通知に係る書類のうち、景観の育成のため必要であるとして規則で定めるものについて、規則で定めるところにより、これを閲覧に供するものとする。

2 市長は、前項の規則で定める書類を閲覧する者が同項の規則に違反した

(指定の提案を踏まえた準景観地区の指定又は変更をしない場合にとるべき措置)

第54条 条例第42条第1項の規定による指定又は変更をしない旨の通知は、通知書(様式第59号)を、当該提案をした者及び当該提案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に送付して行うものとする。

第8章 雑則

(書類の閲覧)

第55条 条例第43条第1項の規則で定める書類は、第10条第1項の規定による建築等計画概要書及び同項の規定により添付する図書又は第14条第1項の規定による通知書の正本及び同項の規定により添付する図書(以下この条において「建築等計画概要書等」という。)とする。

2 条例第43条第1項の規定による書類の閲覧は、次に掲げるところにより、行うものとする。

(1) 飯田市の休日(飯田市の休日を定める条例(平成元年飯田市条例第40号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。)においては、建築等計画概要書等を閲覧に供さない。

(2) 建築等計画概要書等の閲覧をする時間は、午前9時から午後4時までとする。

(3) 建築等計画概要書等の閲覧をしようとする者は、閲覧所に備える閲覧簿に必要事項を記入し、係員に申し出なければならない。

(4) 建築等計画概要書等を閲覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 閲覧の場所は、市役所本庁事務所とする。

イ 係員の指示に従って、所定の場所で閲覧をすること。

ウ 建築等計画概要書等を汚損し、又はき損しないこと。

エ 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

3 前項の規定による書類の閲覧は、法第16条第1項若しくは第2項の規

ときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(景観育成特定地区の標識の設置)

第44条 法第16条第1項若しくは第2項の届出又は同条第5項若しくは第10条第1項の通知(景観育成特定地区内で行う行為に係る届出又は通知に限る。)をした者は、当該届出又は通知をしてから当該届出又は通知に係る行為が完了するまでの間、規則で定めるところにより、当該行為を行う土地の区域内で、かつ公衆に対し見やすい位置に当該行為の種類、規模その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(台帳)

第45条 市長は、景観の育成に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2 前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。

定による届出又は同条第5項後段若しくは条例第10条第1項の規定による通知があった日から3年を経過する日までに限りできるものとする。

(景観育成特定地区の標識の設置)

第56条 条例第44条の規定による標識は、別図第3号によるものとし、標識の材料は当該行為の完了予定日まで風雨に耐える材料で構成されるものでなければならない。

2 条例第44条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 行為を実施する区域

(2) 行為の着手予定日及び完了予定日

(3) 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項後段若しくは条例第10条第1項の規定による通知をした日

(台帳)

第57条 条例第45条第2項の規則で定める台帳の作成は、次の各号に掲げる台帳とする。

(1) 条例第26条第1項の規定による景観資産に関するもの

(2) 条例第31条第1項の規定によるふるさと風景地域に関するもの

(3) 条例第34条第1項の規定による景観育成推進地区に関するもの

(4) 条例第34条第2項又は第3項の規定による伝統文化的景観地域に関するもの

(5) 条例第37条第1項の規定による認定団体に関するもの

2 前項の台帳の作成は次の各号に掲げる台帳の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載するものとし、台帳の保管は、指定に係る書面及び図書と共に保管するものとする。

(1) 景観資産 指定番号、指定年月日、景観資産の名称(景観資産が樹木である場合は樹種)、景観資産の所在地、景観資産の所有者の氏名及び住所その他必要な事項

(2) ふるさと風景地域 指定番号、指定年月日、指定の理由となった特徴その他必要な事項

(3) 景観育成推進地区 指定番号、指定年月日、地域の名称、地域の所在地及び範囲、指定の理由となった申し合わせ事項その他必要な事項

(4) 伝統文化的景観地域 指定番号、指定年月日、地域の名称、地域の所在地及び範囲、地域の景観上の特徴、指定の理由となった申し合わせ事項又は協定事項その他必要な事項

(5) 認定団体 指定番号、指定年月日、代表者の氏名及び住所、主な事

務所の所在地、指定の理由となった活動事項その他必要な事項
(景観協定)

第58条 法第81条第4項又は法第84条第1項の規定による認可の申請をしようとする者は、景観協定認可申請書(様式第60号)の正本2部及び副本に、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

- (1) 景観協定の目的となる土地の区域を示す図面
- (2) 当該景観協定に定めた法第81条第2項第2号から第4号までに關する事項を示す図書
- (3) 景観協定区域隣接地が定められるときは、その区域を示す図面
- (4) その他認可の申請に關し市長が必要と認める図書

2 法第85条第3項の規定による届出は、景観協定区域からの除外届出書(様式第61号)の正本及び副本を市長に提出して行うものとする。

3 法第87条第1項又は第2項の規定による書面は、景観協定に加わる旨の書面(様式第62号)とし、景観協定に加わる旨の意思の表示は、これの正本及び副本を市長に提出して行うものとする。

4 法第88条第1項の規定による認可の申請は、景観協定廃止認可申請書(様式第63号)の正本及び副本を市長に提出して行うものとする。

5 法第90条第1項の規定による認可の申請は、一の所有者による景観協定認可申請書(様式第64号)の正本2部及び副本に第1項各号に掲げる図書を添付して、これらを市長に提出して行うものとする。

(景観整備機構の指定の申請等)

第59条 法第92条第1項の規定による申請を行おうとする者は、景観整備機構指定申請書(様式第65号)に、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

- (1) 法第92条第1項に規定する法人であることを証明する図書
- (2) 法第93条各号に掲げる業務に關する実績を証明する図書
- (3) その他指定の申請に關し市長が必要と認める図書

2 法第92条第3項の規定による届出は、景観整備機構名称等変更届出書(様式第66号)を市長に提出して行うものとする。

(情報の発信及び提供)

第46条 市長は、良好な景観を育成するため、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出、同条第5項若しくは第10条第1項の規定による通知、景観重要建造物、景観重要樹木、景観資産、景観協定、住民協定、景観育成推進地区、伝統文化的景観地域又は認定団体に關する情報その他の景観

の育成に関する情報の発信及び提供に努めるものとする。

(助言及び協力等)

第47条 市長は、前条の規定による情報の発信及び提供のほか、景観協議会の開催その他の施策を講じることにより、認定団体又は景観の育成の活動を行うものを育成し、及びその活動に協力するよう努めるものとする。

2 市長は、認定団体に対し、必要があると認めるときは、その景観の育成の活動に関し必要な助言をし、及び報告を求めることができる。

3 まちづくり委員会は、市長に対し、その活動する地域の景観の育成に関し必要な助言又は協力を求めることができる。

4 市長は、まちづくり委員会に対し、当該まちづくり委員会が活動する地域の固有の特性及び個性を生かした景観の育成を推進するため必要な助言及び協力を行うものとする。

第9章 補則

(委任)

第48条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(条例施行前の手続)

2 市長は、この条例の規定により、あらかじめ地域協議会又は審議会の意見を聴いて定めることとされるものを定めようとするときは、この条例の施行の日前でも当該地域協議会又は審議会の意見を聴くことができる。

附 則 (平成20年9月30日条例第33号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

第9章 補則

(補則)

第60条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月15日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 (略)

附 則（平成24年12月26日条例第54号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月24日条例第58号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月25日条例第37号）
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月26日条例第43号）
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

3 第2条の規定による改正後の飯田市景観規則第15条第1項の規定は、施行日以後の飯田市景観規則第15条第1項の規定による届出等受理通知書に係る当該届出又は通知について適用する。

附 則（平成23年3月25日規則第12号）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日規則第51号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月3日規則第26号）
この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年12月25日規則第30号）
（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第12条第8号及び第30条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第13条第1項、別表並びに様式第4号及び第5号の規定は、施行日以後の届出に係る行為について適用し、同日前の届出に係る行為については、なお従前の例による。

この規則は令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月26日規則第19号）
この規則は令和2年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

景観育成特定地区の名称	行為の種類	規模
川路景観育成特定地区、竜丘景観育成特定地区及び都市計画道路羽場大瀬木線沿道景観育成特定地区	法第16条第1項第1号の規定による建築物の建築等に係るもの	第13条第1項第1号に規定するもの
	法第16条第1項第2号の規定による工作	第13条第1項第2号に規定するもの

		物の建設等に係るもの	
		法第16条第1項第3号の規定による開発行為	第13条第1項第3号に規定するもの
		法第16条第1項第4号の規定により条例第9条第4項に定める行為	第13条第1項第4号に規定するもの
	上郷景観育成特定地区	法第16条第1項第1号の規定による建築物の建築等に係るもの	第13条第1項第1号に規定するもの
		法第16条第1項第2号の規定による工作物の建設等に係るもの	第13条第1項第2号に規定するもの
		法第16条第1項第3号の規定による開発行為	第13条第1項第3号に規定するもの
		法第16条第1項第4号の規定により条例第9条第4項に定める行為	当該土地の形質の変更に係る土地の面積が500平方メートルを超え、又は高さ4メートル若しくは法の ^{のり} 長さが30メートルを超える場合にあっては高さ3メートルを超える法 ^{のり} を生ずるもの
			第13条第1項第4号イからカまでに規定するもの